

欧州の知財関係当局、新型コロナウイルスの手続等への影響に関する情報を公表

2020年4月7日
JETRO テュッセルドルフ事務所

欧州の各知財関係当局はそれぞれ、新型コロナウイルス（COVID-19）の手続等への影響に関する情報を公表・随時更新している。

当該更新情報の概要は、以下のとおりである。

◆ 欧州特許庁（EPO）

審査部及び異議部における口頭手続

- ・ 2020年4月30日までに予定されていた審査部及び異議部のすべての口頭手続は、ビデオ会議で行うことが確認されている場合、又は、審査において、出願人との同意によりビデオ会議による口頭手続に移行している場合を除き、更なる通知があるまで延期される。
- ・ 異議におけるビデオ会議による口頭手続の試行も開始される。
- ・ 2020年4月2日付で、審査部における口頭手続について、ビデオ会議による実施を原則とする新たな運用を開始。

<ビデオ会議により開催される口頭手続及び面接に関する2020年4月1日付のEPOからの通知の概要>

1. (位置づけ)

ビデオ会議により開催される口頭手続は、EPOの敷地建物で開催される口頭手続と同等のものとして扱われる。結果として、手続の当事者及び対象が同一である場合は、同一部課においてされる（ビデオ会議又は他の形式による）更なる口頭手続の請求は却下される（欧州特許条約（EPC）第116条(1)）。

2. (EPOの敷地建物での口頭手続の請求)

原則として、口頭手続が請求された又は審査部により好都合とみなされた場合、出願人又は代理人は、ビデオ会議による口頭手続に召喚される。同様に、審査段階での面接についても、ビデオ会議により開催される。

EPOの敷地建物で例外的に口頭手続を開催する旨の請求は、なるべく早く、好ましくは、口頭手続の請求とともになされるべきである。EPOの敷地建物で口頭手続が開催される旨の請求が認められるか否かは担当審査部の裁量による。

口頭手続の召喚後にEPOの敷地建物での口頭手続の請求を受け付け、それが認めら

れない場合、請求がなぜ認められなかつたかに関する簡単な理由とともに、口頭手続がその召喚にて示されたようにビデオ会議で開催される旨が出願人に知らされる。召喚が発行される前に請求を受け付けた場合、拒絶の理由がその召喚の付属書に示される。いずれの場合も、本件に関する不服を申し立てることはできない。

ビデオ会議による口頭手続の召喚後に EPO の敷地建物での口頭手続の請求を受け付け、それが認められた場合、出願人には、請求どおり EPO の敷地建物にて口頭手続が開催される旨が知らされるが、口頭手続の期日は変更されない。

3. (例外)

手続が直接の証拠調べを必要とする場合又はビデオ会議をすることができない他の重大な理由がある場合には、口頭手続はビデオ会議では開催されない。

ビデオ会議技術の信頼性又はビデオ会議のための装置の利用不可に関する異議は、原則として、重大な理由とはならない。同様に、書面の証拠を考慮する必要があることは重大な理由とはならない。

4. (ビデオ会議の技術的な指示)

ビデオ会議は IP 技術 (SIP、H.323、セキュア Web ベース及びレガシーシステム) を用いて行われる。

ビデオ会議により開催される面接及び口頭手続は、EPO の執務日の執務時間内に行われる。

日時やビデオ会議の接続を確立するのに用いられる連絡先（リンクの形式や他の適切な手段による）は電子メールにより確認される。ビデオ会議の調整に関する情報を含む連絡は口頭手続の召喚を置き換えるものではない。

出願人又は代理人は、ビデオ会議の装置が技術的な指示を含む連絡で特定された技術的要件を満たすことを保障しなくてはならず、口頭手続の開催前にデモンストレーションシステムへの接続を行うことが推奨される。

ビデオ会議による面接及び口頭手続の実施にあたっての技術及び手続の更なる情報や参加者の行動規範（「オンライン・エチケット」）は、EPO ウェブサイトにて利用可能となる。

5. (設備及び費用)

EPO のビデオ会議スタジオは内部利用のみに限られ、出願人や代理人が用いることはできない。

EPO はビデオ会議による面接又は口頭手続を実施するにあたって費用の支払いを求めない。出願人又は代理人は、インターネットへの接続及びその側の技術的設備に関する費用のみを負担する。

6. (審査部の構成員の遠隔接続)

ビデオ会議により開催される口頭手続の場合、審査部の構成員は異なる場所から遠隔でその手続に接続してもよい。審議や投票のためには、別個のビデオ会議が審査部の構成員間で行われる。

出願人又は代理人には、ビデオ会議の調整に関する情報を含む確認の電子メールにて、又は、接続が確立された後、口頭手続の開始前に審査長により、審査部の構成員の遠隔での参加が知らされる。

7. (異なる場所からの出願人及び代理人の参加)

出願人及びその代理人は異なる場所からビデオ会議により開催される口頭手続に接続してもよい。その場合はその旨の意思をできるだけ早く示すべきある。

8. (記録)

ビデオ会議により開催される口頭手続のいかなる部分についても、画像又は音声の記録を行うことはできない。

9. (提出)

ビデオ会議により開催される面接及び口頭手続の間、提出は電子メールにより又は例外的にファックスにより行われる（ビデオ会議により開催される面接及び口頭手続の間の電子メールによる書面の提出に関する 2012 年 4 月 20 日付の長官の決定、OJ EPO 2012, 348、を参照。）。審査長、又は面接の場合には最初の審査官は、口頭手続の最初に、出願人又は代理人に電子メールアドレスを提供する。

10. (技術的問題)

参加者の最大限の努力にもかかわらず、技術的問題によりビデオ会議による口頭手続が実施できない場合、新たな口頭手続の召喚がされる。重大な理由がない限り、原則として、新たな口頭手続はビデオ会議により開催される。

- 審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO 長官の決定の第 6 条（経過規定に関するもの）によれば、同運用は 2020 年 4 月 2 日以降に召喚が通知される審査部の口頭手続に適用される。加えて、2020 年 4 月 2 日より前に通知され、ビデオ会議により開催されることが示された 2020 年 4 月 17 日より後に予定される口頭手続の召喚に適用される。

審判部における口頭手続

- 口頭手続は、2020 年 4 月 30 日まで審判部の敷地内では開催されない。関係当事者には適宜連絡される。

期間を遵守しない場合の救済

- 2020 年 3 月 15 日以降に満了する全ての期間は、2020 年 4 月 17 日まで延長される。
- 2020 年 3 月 15 日より前に満了する期間に関しては、EPO は、COVID-19 の大流行による混乱によって直接影響を受ける地域に居るユーザーのための法的救済の利用を促進している。
- 当該延長及び救済は、EPC 及び特許協力条約（PCT）に基づく手続における当事者及び代理人に適用される。
- 以下の通知は、全ての関連情報を提供し、EPO の 3 月の官報（Official Journal）にて正

式に公表されている。当該混乱が 2020 年 4 月 17 日の後も続く場合、EPO は、期間に関する更なる延長及び救済についてユーザーに知らせる別の通知を公表する可能性がある。

<COVID-19 の大流行による混乱に関する 2020 年 3 月 15 日付の EPO からの通知>

1. EPC 及び PCT で規定された一般的な法的救済、特に、2020 年 3 月 15 日付の EPO からの通知に従った EPC 規則 134(2)の適用、並びに、EPC 規則 134(5)¹及び PCT 規則 82 の 4.1²の適用の可能性への注意を喚起する。
 2. EPC 規則 134(2)の意味における「全般的混乱 (general dislocation)」が生じていると認められることから、この通知の公表日（2020 年 3 月 15 日）以降に満了する期間は、全ての当事者及び代理人のために 2020 年 4 月 17 日まで延長される。これは、PCT に基づく国際出願にも適用される。当該期間は、他の通知によってさらに延長される可能性がある。
 3. 上記 2.を損なうことなくかつそれによってカバーされないケースについて、EPC 規則 134(5)は、期間を遵守しない場合の保護（セーフガード）を提供する。
 4. EPC 規則 134(5)に従って、関係当事者が当該 EPC 規則に規定された証拠を提出した場合には、遅れて受領された書類は、期限内に受領されたものとみなされる。
 5. 上記 2.を損なうことなく、PCT に基づき適用される期間及び条件に関しては、出願人は PCT 規則 82 の 4.1 を参照可能である。特に、関係者が当該 PCT 規則に規定された十分な証拠を提出した場合には、期間が遵守されなかつたことによる遅滞は、許容される。
- 期間の延長は、出願更新料を含む料金の支払期限にも適用される。料金支払期限の延長に関する通知は、EPO の 4 月の官報にて公式に公表される。

その他

- 「カスタマーサービス、オンラインサービス」、「欧州特許弁理士試験 (EQE) の中止」、「イベントの延期(EPO が主催する 5 月までのすべてのイベントの延期及び 6 月 17-18 日に開催を予定していた欧州発明者賞の 2021 年 6 月への延期)」、「危険性の高い地域を最近訪問した外部パートナーの EPO 訪問の自制要請」、「職員の在宅勤務」等に関する情報が公表されている。

※危険性の高い地域：

オーストリア、エジプト、フランス、ドイツ、イラン、イタリア、オランダ、韓国（大

¹ EPC 規則については、以下を参照：

<英語（原文）>[Implementing Regulations to the Convention on the Grant of European Patents](#) の [Rule 134\(2\) EPC](#) 及び [Rule 134\(5\) EPC](#)

<日本語（仮訳）>欧州特許付与に関する条約の施行規則の規則 134(2)及び規則 134(5)

² PCT 規則については、以下を参照：

<英語（原文）>[PCT Treaty, Regulations and Administrative Instructions](#) の [Rule 82quater.1 PCT](#)

<日本語>[PCT リーガルテキスト：条約、規則及び実施細則の PCT 規則 82 の 4.1](#)

邱及び慶尚北道)、スペイン、スイス、英国、米国

— EPO からの情報は、以下参照 —

- コロナウイルス (COVID-19) - 継続的な更新情報
[Coronavirus \(COVID-19\) - continually updated information](#) (2020 年 4 月 7 日更新)
- 2020 年 4 月 30 日までの審査部及び異議部における口頭手続に関する情報
[Information on oral proceedings before examination and opposition divisions until 30 April 2020](#) (2020 年 4 月 7 日更新)
- ビデオ会議により開催される口頭手続及び面接に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO からの通知
[Notice from the European Patent Office dated 1 April 2020 concerning oral proceedings and interviews to be held by videoconference](#) (2020 年 4 月 1 日更新)
- 審査部におけるビデオ会議による口頭手続に関する 2020 年 4 月 1 日付の EPO 長官の決定
[Decision of the President of the European Patent Office dated 1 April 2020 concerning oral proceedings by videoconference before examining divisions](#)
- 審判部における口頭手続が 2020 年 4 月 30 日まで開催されない旨の通知
[No oral proceedings in the Boards of Appeal until 30 April 2020](#) (2020 年 4 月 1 日)
- COVID-19 の大流行による混乱に関する 2020 年 3 月 15 日付の EPO からの通知
[Notice from the European Patent Office dated 15 March 2020 concerning the disruptions due to the COVID-19 outbreak](#) (2020 年 3 月 31 日付 EPO 官報に掲載)
- 料金支払期限の延長に関する 2020 年 3 月 30 日付の EPO からの通知
[Notice from the European Patent Office dated 30 March 2020 concerning the extension of periods for the payment of fees](#) (2020 年 3 月 30 日更新)

◆ 欧州連合知的財産庁 (EUIPO)

スペインでの「警戒事態」の宣言を受けた措置

- 2020 年 3 月 16 日（月）から、EUIPO の全職員は在宅勤務をする。
- その状況下で可能な限り、EUIPO における業務は通常どおり継続される。商標及び意匠の出願の受理、審査、公告・公報発行、コミュニケーションの送付、期限の設定等は、引き続き行われる。
- EUIPO は、2020 年 3 月 9 日から 2020 年 4 月 30 日までの間に切れる全ての期限を 2020 年 5 月 1 日まで延長することを決定した。当該決定は、実務上は、5 月 1 日（金）が祝日であるため、当該期限が 5 月 4 日（月）まで延長されることを意味する。
- その他、「府の閉鎖」、「府への訪問禁止」、「府での全てのイベントの延期」等。

- EUIPO からの情報は、以下参照 —
- コロナウイルス (COVID-19) - 継続的な更新情報
[COVID 19 updates Continually updated information on the measures taken by the EUIPO](#)
(2020 年 4 月 3 日更新)
- スペインでの「警戒事態」の宣言を受けた措置
[COVID 19 Update: measures in place after activation of 'state of alarm' in Spain](#) (2020 年 3 月 16 日公表)
- 期限の延長に関する決定
[Decision of the Executive Director: extension of time limits COVID-19](#) (2020 年 3 月 16 日公表)
[Extension of time limits COVID 19: time limits affected, nature of extension and communications to users](#) (2020 年 3 月 19 日公表)

◆ ドイツ特許商標庁 (DPMA)

知的財産権の手続の期限に関する情報

- DPMA では、法定の期限を延長することはできないものの、権利の回復（特許法第 123 条、商標法第 91 条、意匠法第 23 条(3)第 3 文、実用新案法第 21 条(1)、等）という選択肢への注意を喚起している。現在の状況により、本人の過失なく法定の期限を遵守しなかった者は何人も、請求に応じ、権利の回復を図ることができ、期限を遵守したとの同様の地位を得ることができる。DPMA の担当部署が個々の事案に応じて条件を満たしているか否かを判断する。

（詳細については、DPMA の 2020 年 3 月 10 付の通知を参照。）

紙書類の処理遅延と期限に関する通知

- DPMA 職員の多くが現在取られている制限措置の影響を受けているため、紙書類の処理に遅延が発生しており、e ファイリングシステムの利用を促すとともに、優先権証明書等の発行の遅延の可能性に備えて、なるべく早く証明書発行の請求をすることを推奨している。
- 公報発行日が予定された日程と異なる可能性がある。
- 係属中のすべての知財手続に関し、DPMA により認められた期限は延長され、2020 年 5 月 4 日まで、期限超過に伴う判断がなされることはない。また、DPMA により設定された期限について、状況が要する限り寛大に対処する。
- 聴聞 (hearing) 及び口頭手続について、召喚は発せられず、すでに開催を予定していたものについては、更なる通知があるまで開催されることなく、職権でキャンセル

される。職権でのキャンセルは書面で通知される。

- ・国際意匠出願が IPO 事務局に直ちに送付されることを保証することができないため、WIPO に直接出願することを推奨している。

従業者発明：書面の期限延長

- ・調停委員会は、従業者発明法に従って書面の期限を 2020 年 5 月 15 日まで延長する。ただし、これは従業者発明法の第 34 条(3)に基づく延長不可の法定異議期間には適用されない。

その他

- ・「更なる通知があるまで不要不急の問い合わせ控えて欲しい旨の要請」、「書類受付カウンター等の閉鎖」、「情報センター等の閉鎖」、「イベントの中止」、「口頭の弁理士試験の中止」等。
- DPMA からの情報は、以下参照 —
 - ・コロナウイルス (COVID-19) - 繼続的な更新情報
[Coronavirus \(COVID-19\) - continually updated information](#) (2020 年 4 月 6 日更新) (英語)
[Coronavirus \(COVID-19\) - ständig aktualisierte Informationen](#) (2020 年 4 月 6 日更新) (ドイツ語)
 - ・2020 年 3 月 10 日付の通知 (コロナウイルス (Sars-CoV-2) の拡大及びその影響に関するもの)
[Notice of 10 March 2020](#) (2020 年 3 月 12 日公表) (英語)
[Hinweis vom 10. März 2020](#) (2020 年 3 月 12 日公表) (ドイツ語)
 - ・2020 年 3 月 18 日付の通知 (コロナウイルス (COVID-19) の拡大及びその影響を考慮した知財手続の遅延について)
[Notice of 18 March 2020](#) (2020 年 3 月 18 日公表) (英語)
[Hinweis vom 18. März 2020](#) (2020 年 3 月 18 日公表) (ドイツ語)

◆ フランス産業財産庁 (INPI)

手続の期限の延長

- ・2020 年 3 月 12 日以降、衛生緊急事態の終了日の 1 月後までの期間に生じるすべての手続の期限が、国際条約等で定められる一部を除き、当初の期間の長さに応じた一定期間延長される。

その他

- ・ 窓口の閉鎖等。
- INPI からの情報は、以下参照 —
 - ・ 健康危機に関連した期限の延長
[Report de délais lié à la crise sanitaire](#) (2020 年 3 月 26 日更新) (フランス語)
 - ・ コロナウイルス (COVID-19) - 継続的な更新情報
[Contexte sanitaire lié au COVID-19 : organisation de l'INPI pour répondre à l'examen et à la délivrance des titres](#) (2020 年 3 月 17 日更新) (フランス語)

◆ 英国知的財産庁 (UKIPO)

中斷日

- ・ 3 月 24 日から更なる通知があるまでを中断日と宣言。これにより、特許、補充的保護証明書、商標、意匠とこれらの権利に関する出願に関して、当該中断日に該当するあらゆる期限は、UKIPO から中断期間が終了する旨の通知があるまで延長される。中断期間が終了する最低 2 週間前にはその旨の通知を行う。
- ・ 中断日は通常の業務が不可能な場合のセーフティネットとして導入されたものであり、可能ならば、既存の期限に向けて業務を継続することを推奨している。

期限・期間の延長

- ・ UKIPO は、国内法及び国際法が許容する期間の延長を行う。また、UKIPO に与えられている裁量権を行使して影響を受けたユーザーを支援する用意がある。
- ・ UKIPO は、ケースバイケースで可能な限り、期間延長の請求を考慮する。

期間を遵守しなかったことによる権利の喪失

- ・ 期間を遵守しなかったために権利が喪失した場合、ある特定の状況では当該権利が回復される可能性がある。
- ・ 英国の知的財産法は、起こり得る全ての状況に対する規定を提供してはおらず、その適用は、応答の遅れの性質や遅延の状況次第である。UKIPO の職員は、利用可能な選択肢や回復手続について説明することができる。

その他

- ・ 紙書類、ファックスの取り扱いができないことから、オンラインサービスの利用を呼びかけるとともに、ファックス、郵送による送付に代わって使用される電子メールアドレス (paperformcontingency@ipo.gov.uk) を作成。更なる通知があるまでファックス・サービスでの書類の処理は行わない。郵送で書類を提出した場合、書類は通常のサー

ビスが再開されるまで処理されず、送達日が暫定的な出願日とされる。

- ・特許、商標、意匠等の個別の対応についても更なる情報が掲載されている。

— UKIPO からの情報は、以下参照 —

- ・コロナウイルスに関する出願人等へのアドバイス

[Coronavirus advice for rights applicants](#) (2020年3月11日公表)

- ・コロナウイルスに関する知的財産庁のサービス上の重要な更新

[Coronavirus important update on IPO services](#) (2020年4月2日更新)

- ・各サービスの変更

[Alterations to services – patents](#) (2020年3月30日更新)

[Alterations to services - trade marks and designs](#) (2020年3月27日更新)

[Alterations to our services - tribunals and hearings](#) (2020年4月2日更新)

◆ イタリア特許商標庁 (UIBM)

手続の期限の延長

- ・手続の期限が2020年2月23日から2020年4月15日までのものについて、その期間が延長される。2020年4月15日の後、期間の残りの部分が再び進行する。ユーザーは、停止の利益を享受するための請求を提出する必要はない。

— UIBM からの情報は、以下参照 —

- ・COVID-19 : UIBM の管轄下にある手続の期限の停止について

[COVID-19: Decreto direttoriale che sospende i termini in scadenza per i procedimenti di competenza dell'UIBM](#) (イタリア語)

(以上)